

# 江東区環境審議会区民委員公募要領

令和 8 年 1 月 21 日  
7 江環温第 1590 号

## 1 目的

江東区環境基本条例第 20 条に基づき設置する「江東区環境審議会」を構成する区民委員の公募にあたり、必要な事項を定める。

## 2 応募資格

当該開始年の 4 月 1 日現在、年齢 18 歳以上で、引き続き 3 か月以上区内に居住する方

## 3 募集期間

概ね 2、3 週間程度とする。

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

①応募者の写真を貼付し（画像データの貼付でも可）、下記事項を記入した、温暖化対策課環境調整係窓口及び区ホームページで配布する指定の応募用紙

ア 必要事項（氏名、年齢、住所、電話番号、職業）

イ 関心のある環境分野

ウ 応募の動機

エ これまでの、環境や行政に関する取組（該当がある場合）

オ 資格・免許（該当がある場合）

ただし、メールによる提出の場合で、応募用紙に写真を貼付できない場合は、別途写真データを提出する。

②下記事項を記入した用紙（A4 判横書き）

関心のある環境分野についての意見や考えと、ある場合は取り組んだ活動（600～800 字程度）

※生成 A4 による作成不可

### (2) 提出方法

①窓口に持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出する。

②提出書類は返却しない。

## **5 選考及び結果通知**

- (1) 提出された書類につき審査を行い、委員を選考する。
- (2) 応募者全員へ選考結果を通知する。

## **6 委員の職務**

年4～5回程度（回数は増減する場合がある）会議（原則、平日の日中）に出席し、区の環境施策への意見や提案をする。

## **7 委員の任期**

当該開始年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。

## **8 報酬**

会議の出席毎に、区が定める額の報酬（7,000円）を支払う（書面開催の場合を除く）。